

# 農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 ☎ 0476(93)6494(直通)  
富里市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>



御料の梨農家、栗原拓也さん(37歳)を紹介します。

栗原さんは、約195aの梨畠を両親と奥さんの4人で栽培されています。

## 就農のきっかけは

就農するまでは自動車関連の会社に勤務していましたが、29歳の時、遠方への転勤の話があり、いつかは梨園を継ぐつもりだったので、そのタイミングで会社を辞めて就農しました。

## 梨の栽培はいつごろから

60年以上前に祖父が始め、富里市で一番古い梨農家と聞いています。

## 生産している品種は

品種は、主に幸水・豊水・新高を栽培しています。他にも少しですが、なつひかり・あきづき・かおり・甘太も生産しています。

## 品質の向上など、何か工夫されていることや栽培で難しいことは

肥料、堆肥、土づくりに力を入れています。何でもそうだと思いますが、どれだけ手間をかけるかにより左右されるため手は抜けません。

## 果樹組合長としての活動について

組合には元々親が入っていて、代替わりにより加入しました。活動内容としては、梨のPR活動をはじめ、剪定講習会や状況報告会、県の組合会議などに出席し、情報交換や生産改良普及、販売合理化の研究活動を行っています。

## 今後の抱負は

今以上に、美味しい梨を安定して栽培できるように努力したいです。品質のバラつきをなくして、より良いものを皆さんにお届けし、おいしいと言ってくれるお客様の笑顔が見たいです。

## 新春のごあいさつ

富里市農業委員会会長 相川 克義

新年あけましておめでとうございます。

日頃より、当委員会活動に対し、御理解と御協力を賜わり深くお礼申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題が山積みとなっているほか、長期化するウクライナ情勢や円安などの複数の要因により、エネルギー価格の上昇をはじめ諸物価が高騰し、農業経営に大きな影響を与えるなど非常に厳しい状況にあります。

このような中、農地利用最適化の推進が重要な課題となつております。私たち農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、富里市の農業発展に向け、一致協力し、地域に密着して精一杯取り組み、これまで以上に積極的な活動をしてまいります。

至らない点もあるうかと思いますが、皆様のより一層の御支援、御協力をお願ひ申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

## 令和5年7月から農業委員会が新体制に 新しい農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

任期満了に伴う改選により、8名の農業委員と12名の農地利用最適化推進委員が決定しました。

また、会長に相川克義氏が、会長職務代理者には伊井義則氏が選任されました。

任期は、令和8年7月19日までの3年間です。

### 農業委員



【会長】  
相川 克義  
(立沢新田)



【会長職務代理者】  
伊井 義則  
(七栄)



関 利之  
(七栄)



田口 榮一  
(十倉)



森田 孝子  
(御料)



秋元 和子  
(十倉)



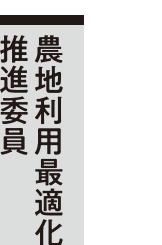
津田 博明  
(七栄)



塩澤 英一  
(十倉)



岩澤 和也  
(七栄)  
担当地区 2



成毛 勝  
(根木名)  
担当地区 1



前原 規男  
(七栄)  
担当地区 2



篠原 弘安  
(立沢)  
担当地区 3



農地利用最適化  
推進委員



五十嵐市長から秋元和子委員へ辞令交付

| 担当地区 | 地区名                              |
|------|----------------------------------|
| 1    | 日吉倉、日吉倉新田、久能大和、大和台、根木名           |
| 2    | 七栄第1、七栄第2、七栄第3<br>七栄第4、七栄第5、七栄第6 |
| 3    | 新橋、中沢、立沢                         |
| 4    | 二重堀、高松、高松入、金堀<br>四区、実の口、吉川       |
| 5    | 太木、高野、大堀、旧平、武州<br>両国、宮内、旭、葉山     |
| 6    | 二区、三区                            |



相澤 直哉  
(御料)  
担当地区5



清野 浩一  
(十倉)  
担当地区4



川口 栄二  
(十倉)  
担当地区4



吉田 隆  
(十倉)  
担当地区6



小沢 利夫  
(十倉)  
担当地区6



野島 勇志  
(御料)  
担当地区5

### 退任委員紹介

このたびの任期満了に伴い、長年にわたり委員会活動に精励され、本市農業の発展に貢献された7名の方々が委員を退任されました。お疲れ様でした。(在任期間順)

◆農業委員 藤崎 芳久 さん  
篠原 美恵子 さん  
田上 友子 さん

◆農地利用最適化推進委員 出山 誠一 さん  
本橋 春夫 さん  
皆川 幸雄 さん  
吉川 孝男 さん

### 功労表彰

また、令和5年11月14日、令和5年度富里市定例表彰式が富里市中央公民館で開催されました。今回の被表彰者は16名で、このうち農業委員会からは、委員活動の功績が認められ、藤崎 芳久さん、篠原 美恵子さんが表彰されました。

## 委員活動報告

### 令和5年度印旛・香取ブロック農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

農業委員 秋元 和子

令和5年10月31日、令和5年度印旛・香取ブロック農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が印西市文化ホールで開催されました。研修会には、印旛・香取ブロックを構成する13市町の委員等が出席し、本巣からは12名の委員が参加しました。研修会には、農業委員に就任して間もなく参加したため、予備知識も少ない中で不安でした。研修内容は多岐にわたり、内容理解も表面上の中身を確認するのが精一杯だったように思います。

研修会には、農業委員として、「地域計画の作成」として、「農業委員会の役割について」、「農地中間管理本ブロックの研修テーマについて」、「直近の農業委員会の役割について」が行われ、委員会の活動や目的についての説明を受けました。また、直近の農政事情の

地域計画は、農業者の減少や高齢化による遊休農地の増大を抑え、意欲ある担い手が農業経営規模を拡大し、効率的な営農を行うため、農地の集積・集約化を目的として策定が進められています。また、地域計画では、将来の地域農業の在り方を話し合い、効率的に農業が行えるよう、農地一筆ごとに将来誰が耕作するのかを明確にした「目標地図」を作成するというこ

農業委員・農地利用最適化推進委員の役割としては、地域の話合いなどの協議の場に参加し、地域に合った前向きな結果を踏まえて、目標地図の素案を関係機関と協力しながら作成するとのことで、とても重要な役割を担っていると感じました。



中から営農型太陽光発電に係る不適切事業の説明を受け、厳格な対応として、今後見直しの方に向にあるとのことで、各委員がそれその立場を生かし、情報共有しながら未然防止に役立てればと思いました。

それぞれのテーマ項目の説明を受け、とても有意義な時間を過ごし、研修を通して、農業委員と役割はとても重要であると改めて認識いたしました。

先輩の農業委員の方々に、ご指導ご鞭撻を頂きながら農業委員としての役割を果たしていくたいと考えています。

### 委員活動報告

#### 農地利用最適化推進委員会 集積促進シンポジウムに参加して

##### 農地利用最適化推進委員会

清野 浩一

令和5年7月、農業委員会の最初の会議において、推進委員の役割について説明があり、同年11月17日に行われました農業経営力強化・農地利用集積促進シンポジウムに参加しました。

地域（集落）の未来設計図をみんなで描こうというテーマでは、現在進められている地域計画に関する内容で、誰を集めて、どのように進めるのか、話し合いを通じてみんなが納得できるものをといたしました。

事例報告においては、社会福祉法人により農福連携の事例が発表され、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、貴重な働き手の確保につながる可能性もあり、有意義な研修であつたと感じております。

地域計画の策定については、農業委員・農地利用最適化推進委員と一緒に皆さんの協力のもと進めていくようになりますので、よろしくお願ひします。

### 委員活動報告

#### 農業者年金等 研修会に参加して

##### 農業委員 津田 博明

令和5年11月、富里市役所会議室で令和5年度農業者年金等研修会が開催され、農業委員、農地利用適正化推進委員が参加しました。

研修会では、農業者年金制度、加入推進活動についての説明を受けました。特に「こんなに変わった新しい農業者年金」というテーマで、以前あつた制度とは違う内容である説明があり、良くできた制度だと感じております。

農業という職業は生涯現役であり、定年はありませんが、安心できる老後の備えとなるような終身年金であるとともに、納めた保険料が社会保険料控除の対象になるため節税ができるとの事でした。

制度についての詳細は、農業委員会かJAに相談して欲しいとの事でしたが、多くの農家の方に農業者年金制度を、以前とは違うのだということを理解してもらえるように制度の周知に努めていかなければならぬと感じました。

**農業の最新情報満載**  
全国農業新聞を購読して  
みませんか

**全国農業  
新聞**

発行日：毎週金曜日  
購読料：月額700円  
(送料・税込)

お申し込みは  
農業委員会  
事務局まで



## 地域計画の策定

現在、地域の皆さんと市農政課と合同で地域計画を策定しています。地域計画とは、これから地域農業についての話し合いを地元で行い、将来的な農業の担い手や農地の活用方法についての計画を作ることです。この計画は、令和7年3月までに策定する予定となりますので、策定に向けて取組む際には、各農家組合長等にお声掛けしますので、皆様もご協力を願っています。

なお、この計画における支援措置の例は次のとおりです。

### ①区域を対象とする支援

- ②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援
- 農地利用効率化等支援交付金
- スキーム資金・農業近代化資金利負担軽減措置 等
- 集積協力金
- 農地耕作条件改善事業 等

## 農業委員会では 農地基本台帳を管理 しています

農地基本台帳は、所有農地等

を把握し、各種証明書の発行など農業委員会業務全般の基礎となるものです。

農地法許可等により、市内にある農地の移動や貸借があつた場合については、農業委員会で台帳の整理を行いますが、市外農地の移動、土地の分筆や世帯の変更などがあつた場合には、ご本人からの申告をお願いします。申告がない場合は、台帳に反映させることができませんので、ご注意ください。また、相続等によつて農地を取得した人は農地のある農業委員会に届出が必要になります。

## 農地パトロールを実施

農業委員会では、毎年夏に市内全域の農地を対象に農地パトロールを実施しています。



こうなる前に

## とみちゃん 秋まつりで 農地相談と 農業者年金の 加入促進

令和5年11月19日（日）に、「とみちゃん秋まつり」と題した産業まつりが開催されました。農業委員会では毎年行っている農地相談コーナーを設けて、農地に関する相談や、農業者年金への加入推進を行いました。



## 老後の備えは国民年金プラス 農業者年金が安心です

### 農業者年金は

- ①国民年金の第1号被保険者  
(保険料免除者を除く)
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③20歳以上60歳未満の方  
※さらに、年間60日以上農業に従事する  
60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

### 農業者年金の主な特徴

- 少子高齢化に強い、積立方式・確定拠出型の年金です。
- 保険料は自由に決められ、いつでも変更できます。  
(月額2万～6万7千円)
- 終身年金で、80歳までの保証付きです。
- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、住民税・所得税が節税になります。
- 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

※詳しい内容や加入の申し込みは、農業委員会事務局（電話93-6494）、またはJA富里市（電話93-2111）へ。

## こんな時は 農業委員会へ 相談を

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っていませんか。農地を売る、貸す、転用する場合は、農地法に基づく許可（市街化区域の場合は届出）が必要となります。

### ○農地を売買、貸借をする場合 3条申請

◆農地を耕作目的で、売買、貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

◆資産保有や投資目的による売買、農地を取得する適格者（耕作機械の保有など）でない場合は、許可されません。

### ○自分名義の土地を転用する場合 4条申請 ○他人（家族も含む）名義の土地を買つたり、借りて転用する場合 5条申請

◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更することです。このような場合は、農業委員会を経由して、県知事の許可が必要です。

◆転用申請では、次のような審査を行います。  
(例)

- ①転用の目的は適正か。
- ②転用の面積は適当か。（必要最小限か）
- ③水利など必要な同意はあるか。
- ④付近の農業に与える影響はどうか。
- ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか。
- ⑥該当地や他の所有地に違反転用はないか。
- ⑦他の法令関係で手続きが必要な場合、その手続きがなされているかどうか。

- 農地の無断転用をなくしましょう
- 大切な農地は自分で守りましょう
- 農地を埋立てするには事前の許可  
または届出が必要です

### 農地の適正管理に努めましょう

農地所有者の皆さんには、農地を遊休農地（※）にしないように口頭から適正な管理をお願いします。農地は、一度耕作をやめて数年放置してしまうと、原形が分からぬほどに荒れてしまいます。農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、鳥獣等の温床となつたり、周辺への影響、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど、生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

※遊休農地とは

- 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- 周辺の農地と比べて低利用となつてている農地。

### ◆◆編集後記◆◆

物価高騰や世界情勢の悪化により、農業者の皆さんも様々な影響を受けて、今までにない厳しい状況が続いておりますが、明けない夜はありません。一生懸命に頑張っていきましょう。令和6年は、実りある1年になりますようお祈り申し上げます。

農業委員会は、少しでも皆さんのお力になれるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して活動してまいります。本年もどうぞよろしくお願いします。